○関東地方整備局告示第四百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十日　関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

六号　石岡市東大橋字香取三三一番一から同市東大橋字香取三三一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十日

○関東地方整備局告示第四百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
筑西市飯島字聖天七一番から同市横塚字町北一三五四番六まで	前	BA	八・七〇〜五四・〇〇〇メートル	
	後	BA	二五・〇〇〜二〇五・〇〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前	BA	八・七〇〜五四・〇〇〇メートル	
	後	BA	六・〇四〇〜七・六〇〇キロメートル	
	前	BA	二五・〇〇〜二〇五・〇〇〇	
	後	BA	八・七〇〜五四・〇〇〇	
	前	BA	六・〇四〇〜七・六〇〇キロメートル	
	後	BA	二五・〇〇〜二〇五・〇〇〇	
	前	BA	八・七〇〜五四・〇〇〇メートル	
	後	BA	六・〇四〇〜七・六〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十号　筑西市神分字南田七〇四番一から同市神分字北田六七八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十日

○関東地方整備局告示第四百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑西市玉戸字西原三〇〇二番から同市玉戸字西原九八七番九まで	前	一三・三〇〜五五・六五メートル	〇・三〇一キロメートル
	後	一三・三〇〜四三・八〇	〇・三〇一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十二月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	宮崎　清史
変更後	伊藤　定雄

(2)　変更年月日　平成二十三年十一月二日

○近畿地方整備局告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第七十八号京都都市計画道路事業二等大路第二類第二十四号御陵山崎線

三　事業施行期間　自平成十九年五月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百一号綴喜都市計画道路事業三・四・十四号三山木普賢寺線

三　事業施行期間　自平成十九年八月二十七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号及び三百八十一号　須崎市安和字本モ田一四一七番から同市安和字本モ田一四二四番まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十日